

廣島県取受	
第 号	
31.4.15	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

事務連絡
平成31年4月15日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物の取扱いについて

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づく承認の申請等の事務手続等については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく手続の見直しについて」（平成28年7月14日付け薬生発0714第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）等により示されているところです。

今般、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のカルタヘナ法上の整理及び取扱方針について、中央環境審議会の下での検討を踏まえ、取りまとめられました（平成31年1月21日、中央環境審議会自然環境部会に報告）。

これを受け、環境省より、別添のとおり「ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物の取扱いについて」を策定したとの連絡がありましたので、貴管下関係業者等に対し周知願います。

なお、厚生労働省における具体的な手続の方法につきましては、追って通知する予定です。

